

中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、東京都中央卸売市場の市場業者等が、新たなビジネスや業務改善等の意欲的な取組、将来の市場取引の活性化につながる経営改善等の取組等を企画、研究、実施する場合に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、その取組を支援し、東京都中央卸売市場経営計画（令和4年3月30日付3中管市第292号）の着実な実行につなげるとともに、コロナ禍などの環境変化に迅速かつ柔軟に対応できる強靱な中央卸売市場づくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる者のうち、次条に掲げる要件をいずれも満たし、かつ知事が補助金の交付を適当と認めたものとする。

- 一 卸売業者
- 二 仲卸業者
- 三 関連事業者
- 四 卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者又は買出人で組織する団体（以下「業界団体」という。）
- 五 卸売業者、仲卸業者、関連事業者、業界団体、又は売買参加者のいずれか2者以上で構成されるグループ
- 六 前各号に掲げる者のほか、知事が特に認めた者

(補助対象者の要件)

第4条 補助対象者の要件は、次の各号に定めるものとする。

- 一 卸売業者、仲卸業者及び業界団体は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年12月1日条例第144号。以下「条例」という。）第43条第1項の使用許可、関連事業者は、条例第43条第1項の使用許可又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5の規定により市場事業に係る土地の貸付けを受けていること。
- 二 売買参加者は、条例第12条第1項の売買参加者の承認を受けていること。
- 三 卸売業者、仲卸業者、関連事業者及び業界団体は、条例第49条に規定する使用料を滞納していないこと。
- 四 条例第29条、第37条及び第40条の定めるところにより、事業報告書の提出義務を負う者は、直近の事業報告書の提出があること。

五 法人においては、直近の法人事業税及び法人都民税、個人においては、直近の個人事業税の滞納がないこと。

六 条例第45条に規定する現状変更を伴う申請を行う場合は、原則として条例第45条及び東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和46年12月27日規則第273号）第29条に基づく、建築・造作等の承認をあらかじめ受けていること。ただし、当該承認を第7条の補助金交付申請より前に受けることができない特段の事情がある場合は、申請後に承認を受けること。

七 前条第1項第五号のグループの場合において、グループの構成員に卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は業界団体のいずれかが含まれていること。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する、東京都中央卸売市場の経営強靱化に資する次の各号に該当する事業とする。

一 変革推進枠

一の2 変革スタート枠

一の3 省エネ対策枠

一の4 DX推進枠

二 経営強靱化枠

三 事業連携推進枠

四 感染症対応枠

2 前項第一号の2に該当する事業とは、次の各号のいずれかに掲げる取組とする。

一 デジタル活用取組（HP構築、パッケージソフトの導入、キャッシュレス対応、等）

二 第三者認証取得取組（HACCP認証、持続可能な調達認証、等）

三 国内・海外の各種展示会出展

四 BCP策定

五 テレワーク環境の整備

3 第1項第一号の3に該当する事業とは、原則として、東京都中央卸売市場の環境負荷低減及び省エネルギー対策に資する、次の各号のいずれかに掲げる取組とし、詳細は別表第1の定めるところによる。

一 空調設備の更新に係る購入又はリース契約

二 LED照明器具等の導入

三 エネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）の導入

四 省エネコンサルティング、省エネ診断の実施

五 その他省エネルギー対策に資すると認められる取組

4 第1項第一号の4に該当する事業とは、原則として、次の各号に掲げるいずれかの取組とする。

一 販売管理システム等業務システムの導入（既存システムの改修を含む）

二 自社ホームページの構築（改修を含む）

三 テレワーク環境の整備

四 オンライン会議環境の構築

五 その他市場業務のデジタル化に資する取組

【別表第1 第5条第3項関係】

補助対象要件

対象事業	補助要件
空調設備の更新に係る購入又はリース契約（既存設備の撤去に係る費用を含む。）	原則として補助対象者が設置又は利用する中央卸売市場内の施設等において新たに導入する設備であり、かつ以下のいずれかの要件を満たすこと。 一 電気式パッケージ形空調機 東京都環境局が定める「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」（以下「導入推奨機器指定要綱」という。）におけるエアコンディショナーの区分での指定を受けていること。 二 ガスヒートポンプ式空調機 導入推奨機器指定要綱におけるガスヒートポンプ式冷暖房機の区分での指定を受けていること。 三 ルームエアコン 統一省エネラベルの目標年度に応じた基準に基づく。 ア 目標年度 2010 年度の場合 統一省エネラベル「★4」以上 イ 目標年度 2027 年度の場合 （ア）冷房能力又は定格内容積が 2.8KW以下 統一省エネラベル「★3」以上 （イ）冷房能力又は定格内容積が 3.6KW以上 統一省エネラベル「★1.5」以上
L E D 照明器具等の導入（既存設備の撤去に係る費用を含む。）	原則として、以下の要件を満たすこと。 一 蛍光灯や白熱灯など、L E D 照明器具以外の照明機器から、L E D 照明器具等に更新すること。 二 導入対象設備について、以下のとおりとする ア L E D 照明器具等の導入 補助対象者が設置した中央卸売市場内の造作物等 イ 管球の交換 補助対象者が設置した中央卸売市場内の造作物等又は東京都が設置する設備 三 新たに導入する設備について、以下の要件を満たすこと ア L E D 照明器具等の導入 導入推奨機器指定要綱における L E D 照明器具又は L E D 誘導灯器具の区分での指定を受けていること。 イ 管球の交換

	ＬＥＤ蛍光灯、ＬＥＤ電球又はＬＥＤランプ
EMSの導入	原則として以下の要件を満たすこと 一 補助対象者が設置又は利用する中央卸売市場内の事務所や造作物等を対象としたものであること
省エネコンサルティング、省エネ診断の実施	原則として以下の要件を満たすこと 一 補助対象者が設置又は利用する中央卸売市場内の事務所や造作物等を対象としたものであること
その他省エネルギー対策に資すると認められる取組	原則として以下の要件を満たすこと 一 補助対象者が設置又は利用する中央卸売市場内の事務所や造作物等を対象としたものであること

(補助金額の算定等)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業の実施に要する経費のうち、第3条に規定する補助対象者が負担し、知事が必要かつ適切であると認めた別表第2に掲げる経費とする。ただし、別表第3に掲げる補助対象外経費は除く。

2 補助金の交付額は、前条第1項各号に応じて、補助対象経費の総額に原則として以下の補助率を乗じて算定する。

- 一 前条第1項第一号、第一号の2及び第一号の4に該当する事業 2分の1
- 二 前条第1項第一号の3に該当する事業 5分の4
- 三 前条第1項第二号に該当する事業 3分の2
- 四 前条第1項第三号に該当する事業 2分の1

ただし、補助対象者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）（以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者又は業界団体である場合は、3分の2とする。また、補助対象者が第3条第五号の場合で、グループの構成員に中小企業者又は業界団体が含まれ、かつ補助対象経費のうち当該中小企業者又は業界団体が負担する補助対象経費が明らかな場合は、当該中小企業者又は業界団体の負担に係る補助対象経費の総額に3分の2、それ以外の場合は、補助対象経費の総額に2分の1とする。

- 五 前条第1項第四号に該当する事業 5分の4

3 補助対象事業の実施に当たり、補助金以外の収入が見込まれる場合は、前項の算定の際、補助対象経費から当該収入を差し引いた額を、補助対象経費とする。

4 補助金の上限額は、前2項で算定した額と別表第4に定める額を比較し、いずれか低い額とする。

5 前各項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

6 第2項の規定にかかわらず、補助対象者（業界団体を除く）について、令和5年1月以降の連続する任意の3か月の合計売上高が平成31年4月以降の同期間の合計売上高と比較して2

0%以上減少している場合、補助金の交付額は、前条第1項各号に応じて、補助対象経費の総額に原則として以下の補助率を乗じて算定する。

- 一 前条第1項第一号、第一号の2及び第一号の4に該当する事業 3分の2
- 二 前条第1項第二号に該当する事業 5分の4
- 三 前条第1項第三号に該当する事業 3分の2

ただし、補助対象者が 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）（以下「法」という。）

第2条に規定する中小企業者である場合は、5分の4とする。また、補助対象者が第3条第1項第五号の場合で、グループの構成員に中小企業者が含まれ、かつ補助対象経費のうち当該中小企業者が負担する補助対象経費が明らかな場合は、当該中小企業者の負担に係る補助対象経費の総額に5分の4、それ以外の場合は、補助対象経費の総額に3分の2とする。

- 7 第2項及び前項の規定にかかわらず、補助対象者（業界団体を除く）について、「東京都中央卸売市場卸売業者に対する経営改善指導要領」（令和3年3月25日付2中事業第930号）第2又は「東京都中央卸売市場仲卸業者に対する経営改善指導要領」（令和3年2月25日付2中事業第784号）第2に規定する基準のいずれかに抵触し、かつ条例第61条第1項による検査において、経営改善の必要性が認められたうえ、中央卸売市場の各場長から推薦があった場合、補助金の交付額は、補助対象経費の総額に原則として以下の補助率を乗じて算定する。

- 一 前条第1項第二号に該当する事業 5分の4

【別表第2 補助対象経費】

対象経費	摘 要（対象経費の例）
報 償 費	研修会・講演会講師謝金、イベント出演料
旅 費	講師旅費、海外展示会のための渡航費
負 担 金	展示会等への出展料・参加費、講習会等の受講料、認証等の審査・登録料
印 刷 製 本 費	パンフレット・ポスター・チラシ作成費、資料印刷費
賃 借 料	会場使用料、機器等リース料（事業期間内）
通 信 運 搬 費	通信費、機材搬送費、振込手数料、郵券、アカウント使用料（事業期間内）
委 託 費	調査委託、システム開発、パンフレット作成、ホームページ作成、事業承継に係る専門家委託
宣 伝 広 告 費	事業実施に係る広告費
備 消 耗 品 費	事業実施に必要となる機器等の購入費、販売促進活動用物品の購入費
そ の 他 の 経 費	その他知事が必要かつ適切と認めた経費

【別表第 3 補助対象外経費】

- ・ 経常的な事業活動等に要する経費（第 5 条第 1 項第一号の 3 に規定する事業を除く。）
- ・ 申請者の構成員に対する報償費、人件費
- ・ 社会通念上、不当に高額と認められる経費
- ・ 領収書等の不存在等により、金額等の確認ができない経費
- ・ 交付決定以前に、契約や購入等を行った経費
- ・ 他の経費と明確に区分できない経費
- ・ 交付決定年度中に完了しない事業に係る経費又は支払が完了しない経費
- ・ この補助金とは別に、都の補助金の交付決定を受けている事業に係る経費
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 会議室使用料等を含む都の市場使用料
- ・ 飲食経費（昼食代を含む）
- ・ 賞金、金券、クーポン券
- ・ 施設整備に係る経費（設備の導入は除く）
- ・ 目的外使用の排除が困難な経費（車両等）
- ・ 申請グループ内での受発注業務に係る経費
- ・ 市場外業者が負担する経費
- ・ その他知事が不適当と認める経費

【別表第 4 補助金の上限額】

補助対象事業		補助上限額
一 変革推進枠		1,000 万円
	一の 2 変革スタート枠	300 万円
	一の 3 省エネ対策枠	300 万円
	一の 4 D X 推進枠	300 万円
二 経営強靱化枠		1,000 万円
三 事業連携推進枠		3,000 万円
四 感染症対応枠		3,000 万円

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付申請書（別記様式第 1 号）（以下「交付申請書」という。）を知事に提出

しなければならない。

なお、卸売業者、仲卸業者、関連事業者、業界団体又は売買参加者以外の者もグループの構成員となることは可能であるが、当該構成員が補助金の交付を受けることはできない。

2 交付申請書には、別表第5に掲げる書類を添付しなければならない。

3 補助金の交付申請は、前条の別表第4の規定にかかわらず、一者あたりが同一年度内で申請できる補助金の額は、合計で4,000万円を上限とする。

なお、第3条第5項に規定するグループの構成員として申請した場合も同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第四号に該当する事業の申請は、上限額の算定の対象外とする。

5 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第二号に該当する事業の申請は、同一年度内で1事業を限度とし、同条第1項第四号に該当する事業の申請は、事業数の算定の対象外とする。

【別表第5 交付申請書 添付書類】

項番	添付書類	備考
1	事業計画書	・別記第1号様式 別紙1－1 (第5条第1項の各号に応じた様式を使用)
2	事業収支予算書	別記第1号様式 別紙1－2
3	【卸売業者、仲卸業者、関連事業者】 ・事業報告書 【売買参加者、市場外業者】 ア 法人：履歴事項証明書 イ 法人以外：定款や規約等申請者の名義で活動していることがわかる資料 【業界団体】 ・団体役員等構成員名簿	・事業報告書は、既に都へ直近のものを提出済の場合は省略可 ・団体役員等構成員名簿は、代表者氏名を明記
4	納税状況を証明する以下の書類 ア 法人：直近の法人事業税及び法人住民税の納税証明書（発行3月以内） イ 個人：直近の個人事業税の納税証明書（発行3月以内）	・左記イで非課税の場合は、所得税及び住民税の納税証明書（発行3月以内） ※同一年度2回目以降の申請時、1回目から課税対象期間に変化が無い場合は省略可
5	経費の積算が分かる書類 ・見積書、カタログ等（写）	—
6	【グループで申請する場合】 ・グループ構成員等名簿	・構成員の役割や費用の分担等を明記
7	【グループで第5条第1項第三号に掲げる事業に申請する場合】	・グループ内の企業の親子関係や主要株主の株式比率を確認できるもの

	・株主構成員名簿等	
8	【設備・機器の導入の場合】 ・仕様書や図面等、導入設備の概要が分かる書類（写）	—
9	【造作を伴う申請の場合】 ・建築・造作等承認書（写）	—
10	売上高減少証明書	・別記第1号様式 別紙1－3 ・決算書や月次試算表、売上台帳等の売上高が分かる書類を添付すること ・第6条第6項の規定の適用を希望する場合に提出
11	その他知事が必要と認めた書類	—

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 知事は、交付申請書を受理した場合には、当該申請に係る書類について、補助対象事業の目的、内容等の適正性及び補助対象経費の算定の妥当性を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

3 知事は、補助金の交付を決定したときは、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知する。

4 知事は、補助金の不交付を決定したときは、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、補助金の不交付決定の事実を申請者に通知する。

（申請の撤回）

第9条 前条第3項により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定通知書の受領日の翌日から起算して10日以内に、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付申請取下書（別記様式第4号）により、補助金の交付の申請を撤回することができる。

2 前項の規定による申請の撤回があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更等の承認申請）

第10条 交付決定を受けた者は、交付決定通知書を受けた後に、次の各号に掲げる変更を行おうとするときは、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付変更承認申請書（別記様式第5号）（以下「変更申請書」という。）を、交付事業の中止又は廃止をしようとするときは、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付（中止・廃止）承認申請書（別記様式第6号）（以下「中

止等申請書」という。)を、知事に提出しなければならない。

- 一 補助対象事業の目的、実施内容等、事業の基本部分に関わる変更
- 二 補助金の交付決定額の変更を要するもの
- 三 補助金の交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

(変更等の承認及び通知)

- 第11条 知事は、変更申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認する。
- 2 知事は、前項の承認に当たって、補助金の交付決定額等を変更することができる。
- 3 知事は、第1項の審査の結果、補助金の交付目的の達成が困難になると認めるときは、申請を承認しないか、又は交付決定を取り消すことができる。
- 4 知事は、中止等申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、理由があると認めるときは、これを承認する。
- 5 知事は、第1項又は第4項の審査の結果を中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付決定(変更・中止・廃止)承認通知書(別記様式第7号)により、前条の申請を行った者に通知する。

(事故報告)

- 第12条 交付決定を受けた者は、補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかにその事実及び理由を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(調査権等)

- 第13条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定により、補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要に応じて、交付決定を受けた者に補助対象事業の遂行の状況に関して調査し、又は報告を求めることができる。
- 2 知事は、前項の調査又は報告の結果から、補助対象事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定を受けた者に対し、これらに従って補助対象事業を遂行するよう、命じることができる。

(実績報告)

- 第14条 交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金実績報告書(別記様式第8号)(以下「実績報告書」という。)に、別表第6に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

【別表第6 実績報告書 添付書類】

項番	添付書類	備考
1	事業成果報告書	・別記第8号様式 別紙8-1

		(第5条第1項の各号に応じた様式を使用)
2	事業収支決算書	・別記第8号様式 別紙8-2
3	契約等を証する書類 ・契約書、注文請書、発注書等(写)	—
4	事業の完了を証する書類 ・納品書、写真等(写)	—
5	経費の支払完了を証する書類 ・領収書、金融機関の振込証明等(写)	—
6	その他、交付決定通知書の付記条件により必要とされる書類等	—

(補助金額の確定及び通知)

第15条 知事は、実績報告書を受領したときは、提出された書類を審査し、必要に応じて、現地調査等を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付決定額の範囲内で本補助金の交付額を確定し、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付額確定通知書(別記様式第9号)(以下「交付額確定通知書」という。)により、交付決定を受けた者に通知する。

(補助金の交付及び請求)

第16条 補助金の交付は、原則として前条に規定する交付額の確定後とする。

2 交付決定を受けた者は、前条に規定する交付額確定通知書を受領したときは、速やかに中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付請求書(別記様式第10号)を知事に提出するものとする。

(決定の取消し等及び通知)

第17条 知事は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 二 本補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助対象事業を中止したとき
- 四 前各号のほか、交付決定を受けた者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他補助対象事業に関して法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき

2 前項の規定は、第15条に規定する交付額の確定後においても適用する。

3 知事は、交付決定を受けた者が第1項第一号、第二号又は第四号に該当したときは、その者の名称及びその不正行為の内容について公表することができる。

4 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第11号)により、補助金の交付決定を取り消された者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第18条 知事は、補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(補助金の返還命令及び通知)

第19条 知事は、第17条の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命じるときは、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金返還命令書（別記様式第12号）により、交付決定を取り消された者に通知する。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 交付決定を取り消された者は、第17条第1項第一号又は第二号に該当したことにより、本補助金の交付の決定を取り消され、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定を取り消された者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第21条 交付決定を取り消された者が前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、交付決定を取り消された者が納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 交付決定を取り消された者が第20条第2項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第23条 交付決定を取り消された者が、第19条第1項の規定により返還を命じられた補助金、第20条第1項の規定による違約加算金及び同条第2項の規定による延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺できるものとする。

(事業成果の取扱い)

第24条 知事は、補助事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に通知をした上で、補助金の交付を受けて行った補助対象事業の成果を中央卸売市場の強靱化に資するよう利用することができる。

(財産処分の制限及び通知)

第25条 交付決定を受けた者は、東京都補助金等交付規則第24条の規定に基づき、補助金の交付を受けた財産を処分するときは、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成29年10月4日付29財主財第138号）により行わなければならない。

2 交付決定を受けた者は、前項に規定する処分をしようとする場合で知事の承認が必要なときは、あらかじめ中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付財産処分承認申請書（別記様式第13号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 知事は、前項の申請を受けた場合においては、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金交付財産処分承認通知書（別記様式第14号）により、前項の申請をした者にその処分の可否を通知するものとする。

(帳簿の保存義務)

第26条 交付決定を受けた者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日3中事業第710号)

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

(令和4年6月20日4中事業第141号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日4中事業第909号)

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

(令和5年6月2日5中事業第128号)

この要綱は、令和6年2月8日から施行する。

(令和6年2月8日5中事業第771号)